大槌町地域基幹産業人材確保支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　大槌町の基幹産業である水産加工業に携わる人材の確保を支援するため、デジタルトランスフォーメーションの推進（以下「ＤＸ推進事業」という。）及び女性が働きやすい職場環境整備（以下「女性が働きやすい職場環境整備事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で、大槌町補助金等交付規則（昭和38年大槌町規則第12号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 水産加工事業者　町内に事業所を有し、水産物を原料とする食料品製造業等を営む個人、法人又は水産加工業協同組合及び水産物を原料とする食料品製造業等を営む個人又は法人のみで構成される事業協同組合をいう。

(2) ＤＸ推進事業　水産加工事業者がデータ及びデジタル技術を活用し、製品、サービス、ビジネスモデル並びに業務プロセス等の変革を図り、競争上の優位性を確立するための取組をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、水産加工事業者であって、次の要件を満たすものとする。

(1) 補助金の交付を申請しようとする事業の経費を対象とした他の補助金の交付決定を受けていないこと。

(2) 補助金の交付を申請する過去３年間に補助金の不正受給を行ったことがないこと。

(3) 国税、県税及び町税に滞納がないこと。

(4) 役員等（事業主が個人である場合にはその者を、事業主が法人である場合はその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないと認められること又は暴力団（同条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有していないと認められること。

(5) ＤＸ推進事業においては、沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費補助金（ＤＸ推進事業）事務取扱要領（令和５年４月１日岩手県制定。以下「県要領」という。）により事業計画が岩手県に選定されていること又は町長が特に認めるものであること。

(6) 女性が働きやすい職場環境整備事業においては、交付申請時点で女性従業

員（非正規雇用及び外国人技能実習生を含む。）を２名以上雇用し、かつ、いわて女性活躍企業等認定制度要綱（平成29年10月１日制定）第４に掲げる「いわて女性活躍認定企業（ステップ１）」若しくは「いわて女性活躍認定企業（ステップ２）」の認定又は「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度要綱（平成19年８月20日制定）第６条に掲げる「いわて子育てにやさしい企業等」の認証を受けているものであること。

（補助対象経費及び補助額）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助額は、別表のとおりとする。ただし、補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

２　ＤＸ推進事業と女性が働きやすい職場環境整備事業とは、同一年度にそれぞれ補助することができる。

（補助事業内容の軽微な変更）

第５条　規則第６条第１項第１号及び第２号に規定する軽微な変更は、事業費の20パーセント以内の増減額変更であって、事業目的の変更又は主要な設備の変更を伴わないものとする。

（事前協議）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ大槌町地域基幹産業人材確保支援事業計画協議書（様式第１号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は前項の協議を受けたときは、内容を審査し、適当と認めたときは、大槌町地域基幹産業人材確保支援事業費補助金内示書(様式第２号)により、申請者に通知するものとする。

（事前着手）

第７条　申請者は、第６条第２項の内示を受けた場合において補助金交付決定前に事業に着手しようとする場合は、あらかじめ大槌町地域基幹産業人材確保支援事業事前着手承認協議書（様式第３号）により町長に協議しなければならない。

２　町長は前項の協議を受けたときは、内容を審査し、適当と認めたときは、大槌町地域基幹産業人材確保支援事業事前着手承認通知書(様式第４号)により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第８条　申請者は、大槌町地域基幹産業人材確保支援事業費補助金交付申請書(様式第５号）を、町長に提出しなければならない。

２　申請者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該

金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

（申請の取下期日）

第９条　規則第８条第１項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（補助金の交付決定等）

第10条　町長は、第８条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきと認めたときは、大槌町地域基幹産業人材確保支援事業費補助金交付（変更）決定通知書（様式第６号）により、申請者に通知するものとする。

（変更の承認申請）

第11条　補助事業者は、軽微な変更を除き、補助事業の内容又は金額の変更（第５条に規定する軽微な変更を除く。）を行おうとするときは、大槌町地域基幹産業人材確保支援事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第７号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条　補助事業者は、補助事業が終了したときは、大槌町地域基幹産業人材確保支援事業費補助金実績報告書兼請求書（様式第８号）を、補助事業の終了した日から起算して20日を経過する日までに町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることができる。

２　第８条第２項ただし書の規定により交付を申請し、前項の規定により実績を報告した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（第８第２項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに、仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第９号）により町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条　町長は、第12条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大槌町地域基幹産業人材確保支援事業費補助金額確定通知書（様式第10号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第14条　町長は、第13条の額の確定を行った後、補助金を交付する。

２　町長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは補助事業者が提出する大槌町地域基幹産業人材確保支援事業費補助金前金払請求書（様式第11号）により前金払いをすることができる。

（補助金交付決定の取消し）

第15条　町長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 第３条第１号から第６号までに規定する要件を欠くに至ったとき。

(2) この要綱に違反する行為があったとき。

(3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき

（財産の管理等）

第16条　補助事業者は、事業完了後もこの補助金により補助の対象となった財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用又は運営を図らなければならない。

２　補助事業者は、補助事業により補助の対象となった財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保設定する場合においては、町長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して町長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

３　補助事業者は、前項の規定により財産処分を行おうとするときは、大槌町地域基幹産業人材確保支援事業費補助金財産処分承認申請書（様式第12号）を町長に提出しなければならない。

４　町長は、前項の申請を受けた場合には、内容を審査し、適当と認めたときは、大槌町地域基幹産業人材確保支援事業費補助金の対象となった財産の処分承認通知書（様式第13号）により補助事業者に通知するものとする。

５　第２項ただし書に規定する町長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

６　補助の対象となった財産が、前項に規定する期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（様式第14号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

７　補助の対象となった財産を町長の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を町に納付させることがある。

（ＤＸ推進事業の実施状況の報告）

第17条　補助事業者は、補助事業の完了後３年間、決算期の末日から３か月以内に、事業の実施状況（県要領様式第８号）及び財務諸表を町長に報告しなければならない。

２　町長は、補助事業者の付加価値額又は従業員への給与支給額の増加率が計画

を下回ったとき、補助事業者が事業の実施状況を報告しないとき、その他の事業の実施状況が補助金の交付の目的に適合していないと認めるときは、岩手県及び補助事業者と協議の上、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

（補助金の経理）

第18条　補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を補助事業終了の翌年度（４月１日から翌年３月末日までの期間をいう。）から起算して５年間（当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る処分の制限期間が５年を超えるものにあっては、当該処分の制限期間）保管しておかなければならない。

（補則）

第19条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年８月３日から施行する。

別表（第４関係）

区分	補助対象経費	補助額	補助限度額
ＤＸ推進事業	水産加工事業者が行うＤＸ推進のための設備投資に要する専門家謝金、委託料及び備品購入費	当該補助対象経費の２分の１に相当する額以内の額	1,000万円
女性が働きやすい職場環境整備事業	水産加工事業者が行う女性が働きやすい職場環境の整備に要する工事費及び備品購入費。ただし、取得価格が３万円未満のものは、対象外とする。	当該補助対象経費の２分の１に相当する額以内の額	200 万円

備考

１　女性が働きやすい職場環境整備事業の備品については、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 専ら女性が使用するものとし、明確に女性専用であることが分かるものであること。

(2) 原則として必要最小限の人数分であること。

(3) 補助事業を完了した年度の翌年度から起算して５年を経過する日まで移転しないこと。

(4) その他町長が定める要件を満たすものであること。